

入 札 説 明 書

調達内容等件名 広島市水道局牛田浄水場で使用する電気

公 告 日 令和4年2月10日
(広島市報調達号外649号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格申請書の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 令和2年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙2 令和3年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙3 使用予定電力量及び実績
- 別紙4 日別・時間別使用電力量の実績

別添 一般競争入札参加資格確認申請書

入札参加資格の確認に係る納税証明書について

入札書（指定様式）

入札附属書

委任状

仕様書等に関する質問書（指定様式）

入札書等の提出について

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局牛田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 4,941,104 kWh

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局牛田浄水場

広島市東区牛田新町一丁目8番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和4年2月17日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ（<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>）の「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和4年度案件」（以下、同じ）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年2月17日（木）までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和4年2月24日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。
ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和4年2月17日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア（ア）の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和4年2月24日（木）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和4年2月24日（木）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

- (ア) 入札書第何回
- (イ) 年月日「令和4年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額
- (オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）
- (カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）
- (キ) 割引料金（月額）
- (ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。
- 3 入札金額の訂正は認めない。
- 4 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所「メ」などを記入して封字し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和4年2月25日開札（広島市水道局牛田浄水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記9(2)）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札

に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

(別添「入札書等の提出について」参照)

- イ 入札書及び入札附属書を郵便(配達証明付書留郵便に限る。)により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「ペ」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号(名称)を記載し、「令和4年2月25日開札(広島市水道局牛田浄水場で使用する電気)の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和4年2月25日開札(広島市水道局牛田浄水場で使用する電気)の入札書在中」と朱書し、親展により前記2(契約担当部局)あて入札書の提出期限(前記9(2))までに必着させなければならない。(別添「入札書等の提出について」参照)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札書等の提出後は、入札(開札)日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札
- オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札(ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。)
- カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること(外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。)
- イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和4年2月25日開札 午後1時

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書（案）

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局牛田浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局牛田浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基 本 料 金 単 価（常時）	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
基 本 料 金 単 価（予備）	〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電 力 量 料 金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和4年〇月〇〇日から令和5年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に

1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。
- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(談合行為等の措置)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の20パーセント(ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。)に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

- (1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。
- (2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号
広島市
代表者 広島市水道事業管理者
広島市水道局長 友広 整二

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
職名 氏名

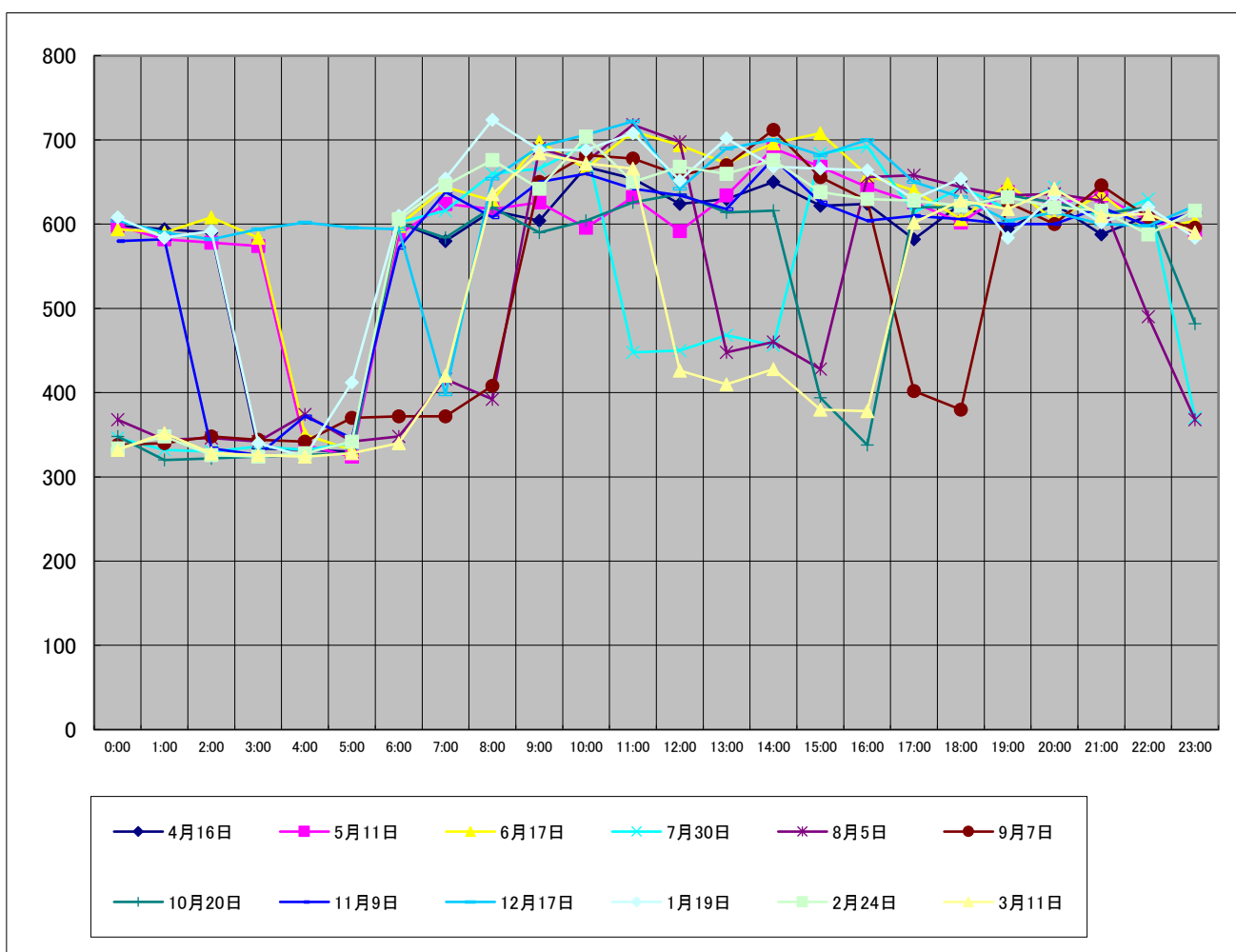
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市東区牛田新町一丁目 8 番 1 号 広島市水道局牛田浄水場
受 電 設 備	牛田浄水場変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
標 準 電 圧	2 0 , 0 0 0 V (受電電圧 2 2 , 0 0 0 V)
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	2 回線受電 (常時回線及び予備回線)
契 約 電 力	1 , 1 0 0 k W (契約上使用できる最大電力をいい、3 0 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	4 , 9 4 1 , 1 0 4 k W h / 年
使 用 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 0 : 0 0 ~ 令和 5 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月 1 日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：富士電機メーター株式会社 型 式：F P 3 E 1 4 - R (パルス 2 , 0 0 0 pulse / kWh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	場内に設置した変電所の 2 0 k V 配電線引込口の壁抜き用ブッシングの電源側端子 (壁抜き用ブッシングの所有は中国電力ネットワーク株式会社)
保安責任分界点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事故・災害時の電力の確保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局牛田浄水場への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。

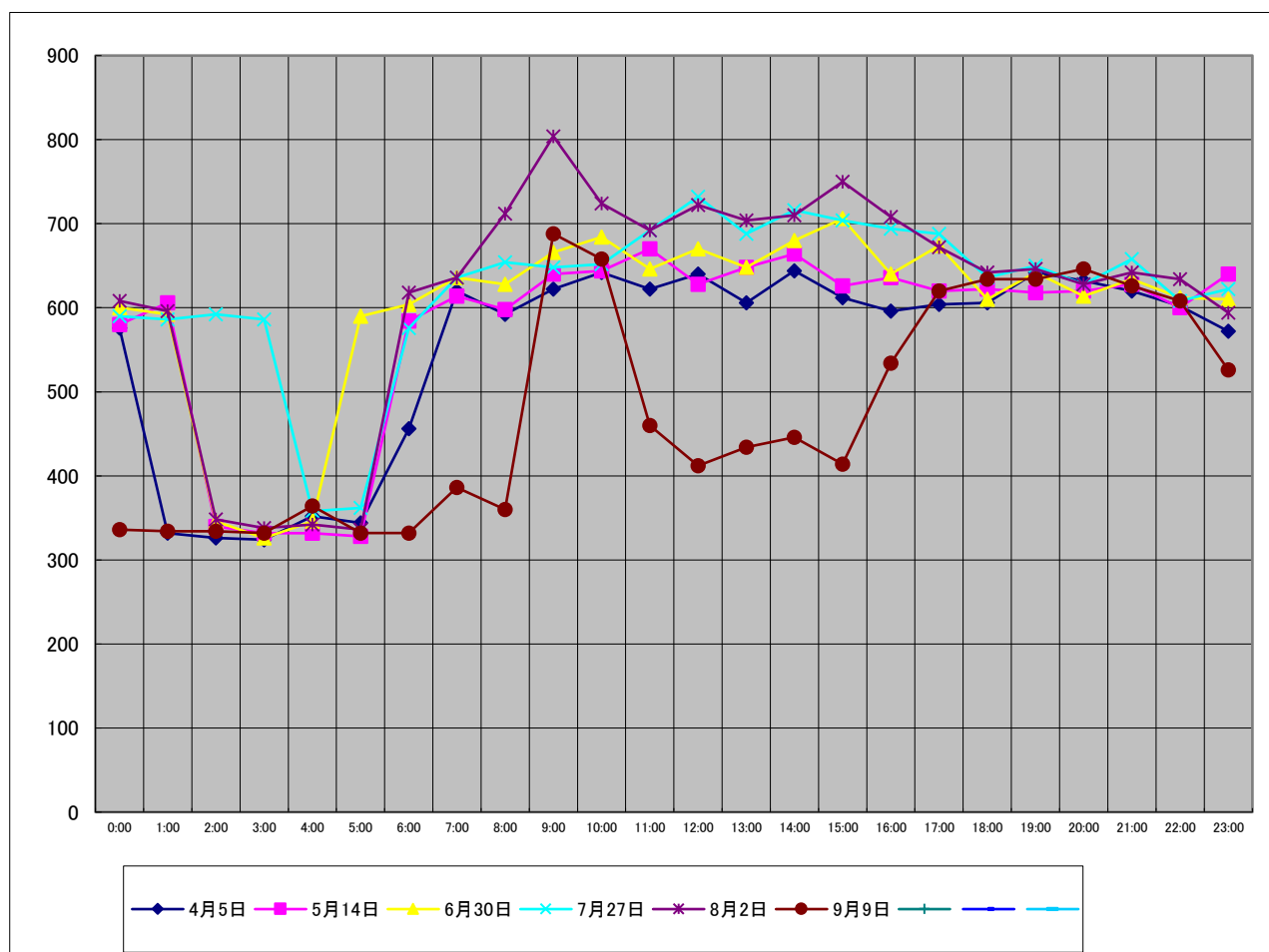
令和2年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月16日	5月11日	6月17日	7月30日	8月5日	9月7日	10月20日	11月9日	12月17日	1月19日	2月24日	3月11日
0:00	598	598	594	346	368	338	348	580	604	608	334	332
1:00	594	582	590	332	344	340	320	582	590	584	348	352
2:00	590	578	608	330	346	348	322	334	582	592	326	328
3:00	334	574	584	336	342	344	324	326	594	340	324	326
4:00	332	338	350	332	374	342	326	372	602	324	328	324
5:00	330	324	332	340	342	370	328	346	596	412	342	328
6:00	602	588	598	602	348	372	602	572	594	610	606	340
7:00	580	624	644	616	416	372	584	638	398	654	646	420
8:00	616	618	628	660	392	408	620	608	654	724	676	636
9:00	604	626	698	666	690	650	590	650	692	688	642	684
10:00	668	596	666	694	674	682	604	660	706	688	704	672
11:00	654	632	710	448	718	678	626	642	722	708	650	666
12:00	624	592	694	450	698	658	636	634	642	652	668	426
13:00	630	634	672	468	448	670	614	618	690	702	660	410
14:00	650	690	696	456	460	712	616	678	700	668	676	428
15:00	622	668	708	684	428	656	394	626	682	666	638	380
16:00	624	644	658	692	656	628	338	604	700	664	630	378
17:00	582	626	640	614	658	402	620	610	650	630	628	602
18:00	624	602	606	644	644	380	620	606	632	654	622	628
19:00	594	638	648	618	634	626	634	600	604	584	632	618
20:00	624	624	604	644	636	600	626	600	614	634	620	642
21:00	588	634	636	606	628	646	612	620	600	602	616	610
22:00	610	604	592	630	490	608	620	598	598	620	588	612
23:00	596	592	604	370	368	596	482	614	622	584	616	590
合計	13,870	14,226	14,760	12,578	12,102	12,426	12,406	13,718	15,068	14,592	13,520	11,732



令和3年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月5日	5月14日	6月30日	7月27日	8月2日	9月9日						
0:00	576	580	600	590	608	336						
1:00	332	606	592	586	596	334						
2:00	326	340	346	592	348	334						
3:00	324	332	326	586	338	332						
4:00	352	332	346	358	342	364						
5:00	344	328	590	362	336	332						
6:00	456	584	604	576	618	332						
7:00	620	614	636	636	636	386						
8:00	592	598	628	654	712	360						
9:00	622	640	666	648	804	688						
10:00	642	644	684	652	724	658						
11:00	622	670	646	692	692	460						
12:00	640	628	670	732	722	412						
13:00	606	648	648	688	704	434						
14:00	644	664	680	716	710	446						
15:00	612	626	706	704	750	414						
16:00	596	636	640	694	708	534						
17:00	604	620	674	688	672	620						
18:00	606	622	610	636	642	634						
19:00	642	618	642	650	646	634						
20:00	632	620	614	628	628	646						
21:00	620	628	634	658	642	626						
22:00	602	600	612	608	634	608						
23:00	572	640	610	622	594	526						
合計	13,184	13,818	14,404	14,956	14,806	11,450	0	0	0	0	0	0



別紙 3

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和4年度	使用量見込 (kWh)	時間帯別累計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	403,193	14,200	12,230	11,100	10,270	10,290	10,780	16,390	17,930	19,320	19,770	20,050	19,943	18,640	18,650	18,430	17,810	18,050	18,310	18,680	18,950	19,030	18,990	18,170	17,210
5月	413,569	14,570	12,550	11,390	10,540	10,550	11,060	16,820	18,400	19,810	20,280	20,570	20,409	19,120	19,130	18,910	18,270	18,520	18,780	19,160	19,430	19,520	19,480	18,640	17,660
6月	409,616	14,430	12,430	11,280	10,440	10,450	10,950	16,650	18,220	19,620	20,090	20,370	20,236	18,930	18,950	18,730	18,090	18,340	18,600	18,980	19,250	19,330	19,300	18,460	17,490
7月	430,863	15,780	14,120	11,750	11,610	11,000	10,840	17,060	19,310	20,440	20,900	21,100	21,263	20,700	18,990	18,920	18,770	20,210	20,180	19,930	19,860	20,160	19,960	19,370	18,640
8月	429,875	15,750	14,080	11,730	11,590	10,970	10,820	17,020	19,260	20,390	20,850	21,060	21,195	20,660	18,950	18,880	18,730	20,170	20,130	19,880	19,810	20,110	19,920	19,320	18,600
9月	403,193	14,770	13,210	11,000	10,870	10,290	10,140	15,960	18,070	19,130	19,560	19,750	19,893	19,370	17,770	17,710	17,570	18,910	18,880	18,650	18,580	18,860	18,680	18,120	17,450
10月	415,546	14,640	12,610	11,440	10,590	10,600	11,110	16,900	18,480	19,910	20,380	20,670	20,516	19,210	19,220	19,000	18,350	18,600	18,870	19,260	19,530	19,610	19,580	18,730	17,740
11月	403,193	14,200	12,230	11,100	10,270	10,290	10,780	16,390	17,930	19,320	19,770	20,050	19,943	18,640	18,650	18,430	17,810	18,050	18,310	18,680	18,950	19,030	18,990	18,170	17,210
12月	421,475	14,840	12,790	11,610	10,740	10,750	11,270	17,140	18,750	20,190	20,670	20,960	20,805	19,480	19,500	19,270	18,620	18,870	19,140	19,530	19,810	19,890	19,860	19,000	17,990
1月	415,546	14,640	12,610	11,440	10,590	10,600	11,110	16,900	18,480	19,910	20,380	20,670	20,516	19,210	19,220	19,000	18,350	18,600	18,870	19,260	19,530	19,610	19,580	18,730	17,740
2月	381,946	13,450	11,590	10,520	9,730	9,740	10,210	15,530	16,990	18,300	18,730	19,000	18,886	17,650	17,670	17,460	16,870	17,100	17,340	17,700	17,950	18,020	17,990	17,210	16,310
3月	413,089	14,550	12,530	11,380	10,530	10,540	11,050	16,800	18,370	19,790	20,260	20,550	20,399	19,090	19,110	18,890	18,250	18,490	18,760	19,140	19,410	19,490	19,460	18,620	17,630
合計	4,941,104	175,820	152,980	135,740	127,770	126,070	130,120	199,560	220,190	236,130	241,640	244,800	244,004	230,700	225,810	223,630	217,490	223,910	226,170	228,850	231,060	232,660	231,790	222,540	211,670

2 使用電力量及び最大需要量の実績

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4 月分	386,494	716
5 月分	397,422	726
6 月分	408,780	750
7 月分	349,192	742
8 月分	336,848	768
9 月分	295,668	860
10 月分	307,828	714
11 月分	326,094	890
12 月分	360,760	922
1 月分	358,482	968
2 月分	327,920	932
3 月分	305,570	712
合計	4,161,058	

[illegible]

日 別 ・ 時 間 別 使 用 電 力 量 の 実 績

別紙4

(単位 : kwh)

令和3年7月

7月分	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	総合計
00:00～01:00	634	608	358	356	612	604	350	350	346	352	370	598	608	588	500	600	608	358	588	622	618	340	340	342	598	342	590	612	596	380	606	15,374
01:00～02:00	590	586	342	340	598	494	342	360	348	360	328	620	346	474	340	592	588	332	342	598	610	338	332	344	362	336	586	358	614	342	608	13,750
02:00～03:00	598	342	338	340	350	338	334	336	376	332	332	354	330	360	336	588	350	334	334	352	338	332	334	380	374	340	592	348	356	338	362	11,448
03:00～04:00	594	340	350	358	342	340	342	338	340	338	334	342	338	342	344	594	332	340	332	344	338	334	332	336	340	362	586	342	338	336	340	11,308
04:00～05:00	354	336	362	350	374	338	338	338	340	342	336	346	340	338	340	348	336	338	362	350	340	334	362	336	348	338	358	354	346	344	346	10,712
05:00～06:00	334	332	338	334	342	336	348	332	346	334	326	338	358	352	336	336	358	372	338	338	336	332	338	332	340	330	362	346	340	340	334	10,558
06:00～07:00	368	614	576	340	588	604	358	590	596	576	346	612	372	612	628	606	338	334	588	628	616	606	326	578	602	596	576	626	614	614	586	16,614
07:00～08:00	610	622	632	600	652	638	614	648	628	618	350	618	592	630	628	618	592	576	654	616	622	580	350	638	630	644	636	650	662	626	632	18,806
08:00～09:00	642	690	626	614	632	636	678	656	630	592	588	682	660	658	628	666	626	622	624	682	662	616	610	624	656	636	654	688	636	686	610	19,910
09:00～10:00	794	658	650	596	662	684	656	678	680	626	640	688	624	712	666	668	602	592	664	656	674	614	606	644	604	680	648	664	712	672	642	20,356
10:00～11:00	652	678	630	638	700	668	690	670	658	624	592	696	632	672	646	698	632	634	648	706	714	624	650	642	654	686	652	708	690	740	630	20,554
11:00～12:00	684	722	626	612	664	698	652	700	682	622	638	694	654	708	694	694	608	602	678	696	698	612	628	646	608	710	692	704	726	718	638	20,708
12:00～13:00	428	700	644	630	702	668	656	438	680	618	620	686	652	698	706	670	638	602	658	704	670	622	664	648	614	674	732	714	656	736	638	20,166
13:00～14:00	442	716	620	602	660	690	666	436	430	352	606	532	718	726	428	582	602	360	698	706	698	380	632	632	646	752	688	706	446	712	634	18,498
14:00～15:00	560	688	622	352	688	722	658	434	456	354	644	676	692	718	444	416	606	330	714	730	708	366	626	666	616	722	716	676	488	702	642	18,432
15:00～16:00	664	716	396	356	712	674	704	438	408	360	620	700	708	666	424	384	630	348	690	700	686	402	654	626	644	684	704	696	492	724	676	18,286
16:00～17:00	630	684	370	360	676	668	648	670	616	588	640	654	658	658	692	626	602	616	680	682	692	632	634	624	638	684	694	688	688	674	622	19,688
17:00～18:00	638	628	602	476	654	624	642	638	628	624	636	636	646	662	610	604	604	610	666	654	634	618	642	660	622	642	688	666	676	668	654	19,652
18:00～19:00	606	652	612	624	618	640	618	626	612	596	610	618	644	616	626	634	618	642	624	620	640	628	616	612	620	674	636	650	624	646	608	19,410
19:00～20:00	628	622	604	600	408	618	636	626	618	640	640	652	622	664	658	600	600	600	648	668	618	606	630	636	620	634	650	648	674	634	640	19,342
20:00～21:00	608	668	630	648	608	648	624	626	628	612	624	632	648	616	618	648	628	632	630	640	640	640	616	612	638	668	628	674	630	644	624	19,630
21:00～22:00	618	608	598	606	652	628	626	632	624	642	652	632	620	648	628	612	588	600	664	668	630	612	600	612	622	616	658	622	664	626	634	19,442
22:00～23:00	606	628	646	630	614	608	612	624	624	590	602	608	644	618	594	628	636	642	614	600	612	378	512	624	640	620	608	632	608	630	632	18,864
23:00～24:00	592	608	600	600	598	610	590	604	608	592	600	626	596	612	614	610	602	602	624	614	552	358	340	594	596	622	622	592	566	612	604	18,160
合 計	13,874	14,446	12,772	11,962	14,106	14,176	13,382	12,788	12,902	12,284	12,674	14,240	13,702	14,348	13,128	14,022	13,324	12,018	14,062	14,574	14,346	11,904	12,374	13,388	13,632	13,992	14,956	14,364	13,842	14,144	13,942	419,668

令和3年6月

6月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)		総合計
00:00～01:00	592	578	576	344	322	350	574	332	588	628	584	366	334	348	366	580	332	580	322	488	352	340	586	338	588	362	360	594	478	600		13,782
01:00～02:00	370	338	330	336	348	330	336	358	586	602	358	330	332	338	330	334	328	582	328	344	326	332	582	338	578	340	336	584	326	592		11,872
02:00～03:00	324	324	324	332	326	342	322	322	578	590	342	322	326	332	334	328	326	344	350	332	340	334	588	336	342	340	334	364	334	346		10,778
03:00～04:00	326	346	328	324	320	340	320	328	334	342	330	326	362	330	330	324	332	332	336	324	340	334	342	332	328	336	332	336	330	326		9,970
04:00～05:00	322	342	328	326	328	344	324	326	330	338	330	330	330	330	330	326	328	364	344	320	328	334	332	336	332	340	330	330	336	346		9,984
05:00～06:00	320	330	338	326	316	328	326	336	326	332	572	324	328	334	332	324	324	342	346	322	342	358	324	350	324	332	350	342	324	590		10,462
06:00～07:00	608	614	600	318	346	324	596	590	606	596	636	330	318	602	598	616	494	590	340	450	608	586	610	594	614	594	326	600	602	604		15,910
07:00～08:00	610	600	586	616	636	338	580	616	604	630	594	352	326	596	624	600	610	622	590	624	626	650	598	632	588	608	486	632	594	636		17,404
08:00～09:00	618	640	632	594	588	598	640	606	644	644	648	582	610	656	664	648	660	620	584	592	606	628	660	658	656	600	584	610	648	628		18,746
09:00～10:00	760	616	618	642	610	580	626	664	642	688	624	630	578	638	670	656	658	652	598	618	670	648	622	650	638	624	626	660	620	666		19,192
10:00～11:00	650	646	656	662	590	610	684	644	656	672	672	612	614	654	688	654	666	668	608	578	656	632	666	670	704	608	612	682	666	684		19,464
11:00～12:00	678	646	670	658	604	574	642	682	688	684	664	636	600	668	640	702	630	514	588	628	700	644	634	646	642	652	626	652	692	646		19,330
12:00～13:00	644	616	400	670	606	602	644	652	672	640	624	606	596	616	624	660	388	384	624	606	646	660	628	656	674	364	620	662	632	670		18,086
13:00～14:00	690	668	388	660	604	592	686	662	686	698	654	606	620	700	718	668	438	400	592	600	700	672	682	416	658	360	586	390	660	648		18,102
14:00～15:00	666	648	424	442	584	580	654	704	716	690	674	620	342	704	680	708	480	424	604	622	690	718	686	444	718	374	480	446	690	680		17,892
15:00～16:00	632	606	568	384	608	584	672	664	668	444	624	472	332	662	670	656	672	374	616	586	666	674	710	620	656	342	374	394	650	706		17,286
16:00～17:00	654	626	596	596	582	620	616	666	648	394	622	344	618	670	626	630	622	360	612	590	676	660	636	662	670	356	346	514	668	640		17,520
17:00～18:00	614	592	624	618	604	582	638	624	664	612	382	370	580	652	604	622	606	372	610	628	632	622	616	634	672	478	604	622	616	674		17,768
18:00～19:00	626	616	588	602	622	622	592	626	616	632	336	578	614	604	632	602	626	600	610	602	628	622	640	634	608	588	612	618	628	610		18,134
19:00～20:00	608	598	626	630	600	592	636	634	638	626	382	612	604	640	596	630	596	606	614	616	616	634	616	632	652	650	618	640	602	642		18,386
20:00～21:00	632	638	592	604	624	646	588	632	612	658	338	606	640	608	630	622	638	626	620	608	658	642	642	632	610	606	636	626	640	614		18,468
21:00～22:00	606	594	648	606	588	604	628	620	652	602	622	602	602	630	604	610	594	610	598	616	592	642	598	608	652	632	626	620	596	634		18,436
22:00～23:00	582	594	610	604	618	586	582	588	618	606	598	362	620	346	622	600	618	604	608	590	616	600	626	586	614	598	614	592	624	612		17,638
23:00～24:00	620	600	576	350	368	602	578	598	600	606	596	328	614	358	596	620	588	336	584	594	482	620	594	618	608	628	610	628	602	610		16,706
合 計	13,752	13,416	12,626	12,244	12,334	12,270	13,484	13,474	14,372	13,956	12,806	11,246	11,840	13,016	13,508	13,720	12,554	11,906	12,626	12,878	13,496	13,586	14,218	13,022	14,126	11,712	12,028	13,138	13,558	14,404		391,316